

地方分権に関する職員アンケート実施結果

《調査方法》

期 間：平成19年12月26日～平成20年1月10日

方 法：イントラネットによる

回答者：2703人（イントラネット環境にある職員の約半数弱）

《調査結果》

地方分権全般に関する質問

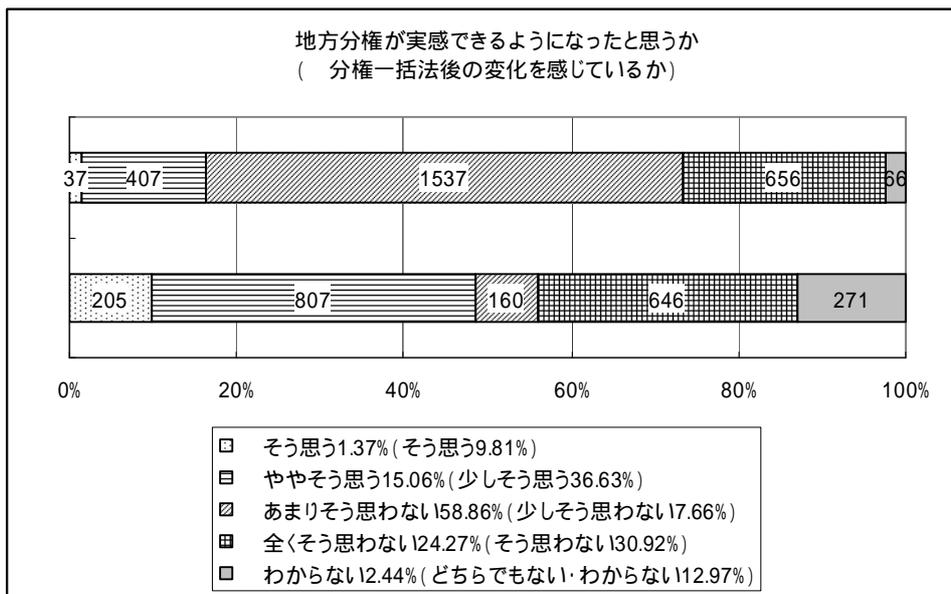
1 地方分権の実感度合いについて

「地方分権が実感できているか」と問いに、約8割の職員が「そう思わない（あまり、全くの計）」との回答。

平成17年6月調査（「地方分権一括法の施行後の変化を感じているかどうか」）との比較では、

- ・実感している（感じている） 48.5% 約16.4%（32.1）
- ・実感していない（感じていない） 38.5% 81.1%（+42.6）

と、圧倒的に地方分権に対する実感が後退している。



地方分権に関する職員の実感度合い（項目別分析）

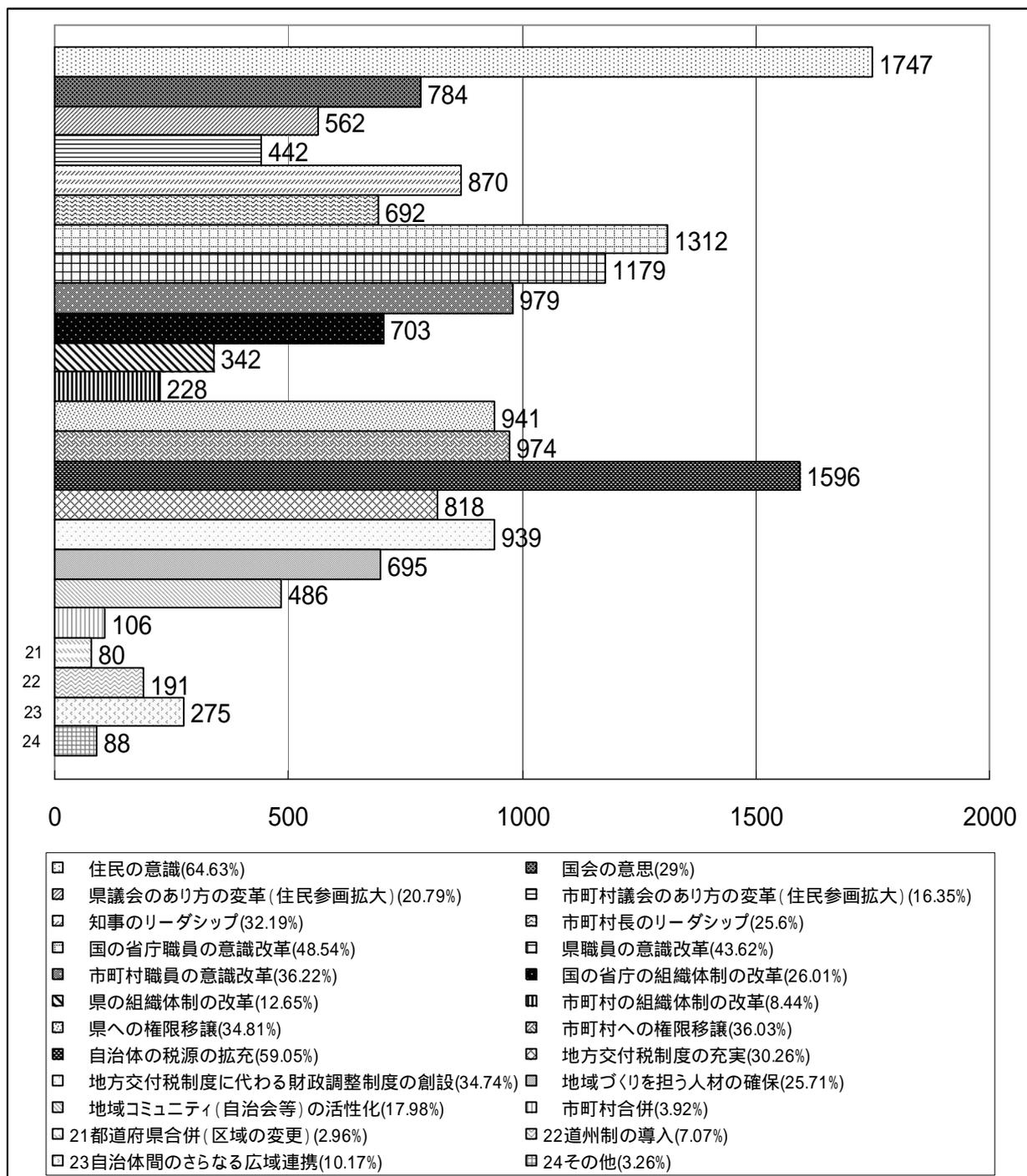
| 設 問 | そう思う | そう思わない |
|------------------------------------|-------|--------|
| 地方の自由度や裁量の拡大は図られていると思うか | 16.8% | 80.7% |
| 権限移譲は地方の権限を拡大する方向でいると思うか | 21.6% | 75.8% |
| 地方交付税制度改革は地方の実情を反映するようになっていると思うか | 4.9% | 91.1% |
| 国庫補助金の一般財源化は地方の実情を反映するようになっていると思うか | 6.8% | 87.3% |
| 地方税制改革は地方の実情を反映するようになっていると思うか | 7.8% | 86.9% |

項目別分析では、地方交付税改革をはじめとする地方財政に対する職員の不満が大きい実情が明らかになった。

2 地方分権を進めて地方自治を確立する上で重要なことは何か。

「住民の意識(64.6%)」、「自治体の税源の拡充(59.1%)」、「国の省庁職員の意識改革(48.5%)」、「県職員の意識改革(43.6%)」、「市町村職員の意識改革(36.2%)」の順に多くなっている。

一方、「市町村合併」や「21都道府県合併」、「22道州制」等、自治体の形の変更については評価が低く、県職員は「自治体の形よりもまずは意識改革が必要だ」と感じていることがわかる。



3 道州制についての職員意識

(1) 総論

いわゆる道州制について、職員がどのような印象を持っているか質問したところ、約6割の職員が道州制の導入にどちらかといえば否定的な印象を持っているとの結果となった。

道州制の導入に関する印象

| | 数値 | 割合(%) |
|----------------|-------|--------|
| 導入すべきである | 219 | 8.10 |
| 導入はやむを得ないものである | 482 | 17.83 |
| なるべく導入すべきではない | 1,080 | 39.96 |
| 絶対に導入すべきではない | 515 | 19.05 |
| わからない | 407 | 15.06 |
| 合計 | 2,703 | 100.00 |
| + (導入すべき) | 701 | 25.93 |
| + (導入すべきではない) | 1,595 | 59.01 |

これは、平成19年12月に日本世論調査会が実施した全国有権者アンケート調査による結果と比較しても、ほぼ同様の結果といえる。

あなたは道州制に賛成ですか、反対ですか？

(出典：福島民報 2008.1.1 (日本世論調査会 2007.12.1,2))

| | 割合(%) | (県職員再掲) |
|------------|-------|---------|
| 賛成 | 8.6 | 8.10 |
| どちらかといえば賛成 | 19.9 | 17.83 |
| どちらかといえば反対 | 37.1 | 39.96 |
| 反対 | 25.1 | 19.05 |
| 分からない・無回答 | 9.3 | 15.06 |
| + (賛成) | 28.5 | 25.93 |
| + (反対) | 62.2 | 59.01 |

(2) 道州制を導入するメリット・デメリット

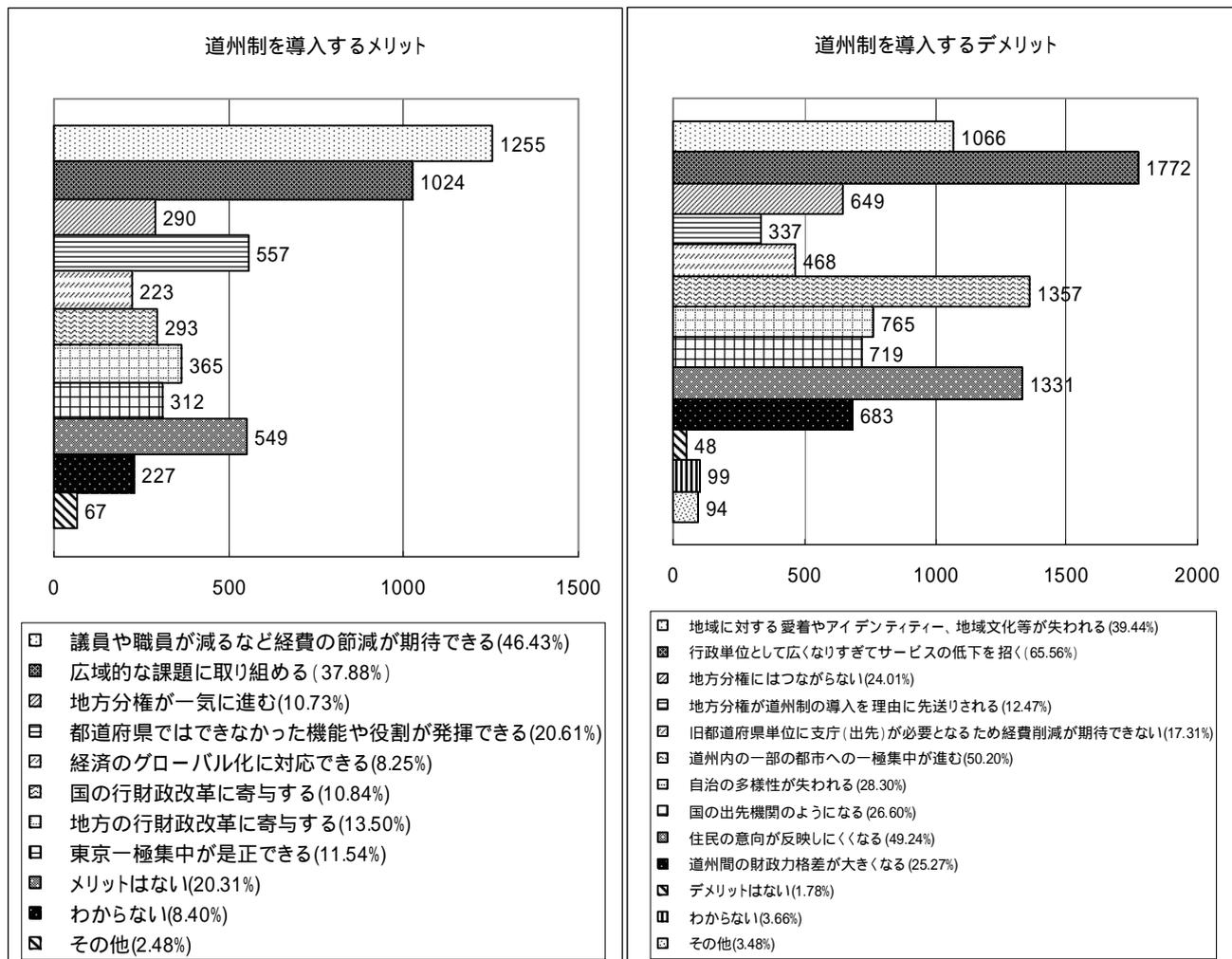
全体的には、「メリットはない」とした職員が2割強の反面、「デメリットはない」とした職員は2%に満たず、全体的には何らかのデメリットを感じる職員が多いとの結果になった。

メリットでは、「議員や職員が減るなど経費の節減が期待できる」、「広域的な課題に取り組める」が多かった。

デメリットでは「行政単位として広くなりすぎる」、「道州内での一極集中が進む」、「住民の意向が反映しにくくなる」、「地域に対する愛着やアイデンティティ等が失われる」が多かった。

一方で、政府を中心として道州制は地方分権の集大成との意見があるが、メリットとしての「地方分権が一気に進む」や「東京一極集中が是正される」との

意見は1割程度にとどまり、デメリットとして「地方分権にはつながらない」とした職員が1/4となった。



県が行う過剰関与について

1 住民や市町村に対する関与の存在

住民や市町村に対して「何らかの関与」があるとした職員は、全体の約62.7%となった。

住民や市町村に対する関与

| | 数値 | 割合(%) |
|-----------|-------|-------|
| 住民に対してある | 1,149 | 42.51 |
| 市町村に対してある | 1,425 | 52.72 |
| 特になし | 975 | 36.07 |
| わからない | 33 | 1.22 |
| 合 計 | 2,703 | |

(留意事項) 以後の設問の設計上、複数選択で場合分けが複雑となっていることから、必ずしも合計は一致していない場合が多く、「全体的な傾向」として捉えていただきたいこと。

2 関与の種類

(1) 住民、市町村別関与の形態

関与の類型として最も多かったのが、住民・市町村ともに「助言・勧告」であった。

市町村に関しては、ほぼ同数で「協議」を挙げている。

さらに、「助言・勧告」、「同意」、「許認可」、「指示」は若干住民に対するものが多く、「資料要求」、「協議」については若干市町村に対するもののほうが多かった。

関与の対象ごと関与の種類(%)

(読み方：住民に関与がある職員のうち53.52%が助言・勧告の関与を行っている)

| | 住民に対する関与の内訳 | 市町村に対する関与の内訳 |
|------------|-------------|--------------|
| 助言・勧告 | 53.52 | 52.21 |
| 資料提出の要求 | 43.17 | 47.65 |
| 協議 | 46.65 | 52.14 |
| 同意 | 25.50 | 23.44 |
| 許可・認可・承認 | 41.78 | 35.30 |
| 指示(是正の指示等) | 21.76 | 17.12 |

(2) 関与の根拠

関与の根拠を見ると、存在する関与全体では約12%の関与が事務連絡や電話連絡のみで、根拠が存在しないという結果となった。

また、関与法定主義からして、国や県の内規による関与は問題であるが、約3割はそれのみで対応しているとの結果となった。

関与の根拠 (%)

| | 全 体 |
|-------------------|-------|
| 法令・条例 | 58.44 |
| 国の通知・要綱 | 12.72 |
| 県の規則・通知・要綱 | 15.59 |
| 事務連絡・電話連絡のみ(根拠なし) | 12.19 |
| 根拠の有無がわからない | 1.06 |

(3) 関与と補助金等との関係

関与と補助金等との関係では、何らかの補助金に関係する関与は約5割弱となり、その内訳として、国の補助金等が関係する関与が約3/4、県単独補助金による関与は1/4程度とかなり小さいということが分かった。

関与と補助金との関係 (%)

| | 全 体 |
|----------------------------|------------------|
| 国の補助金等に関する関与 (うち国単独補助金) | 34.60 (6.77) |
| (うち県の補助金も伴うもの) | (27.83) |
| 県の補助金等に関する関与 | 10.45 |
| 補助金等はない | 54.96 |

(4) 関与に対する改善指摘

県が行う関与に対する対象者からの改善指摘は、約5割弱に上っており、そのうち1/4弱は指摘を受けていても対応に至っていないということが分かった。

関与に対する改善指摘 (%)

| | 全 体 |
|----------|--------|
| ある(対応済み) | 34.60% |
| ある(未対応) | 10.45% |
| ない | 54.96% |

地域の自治に関するアンケート

いわゆる限界集落など、様々な要因で地域の自治（コミュニティ）の崩壊が社会問題化していることに関し、県職員がどのように見ているかについてアンケート調査を実施した。

1 地域の自治（コミュニティ）の維持について

県職員として、人口減少等により地域の自治（コミュニティ）の維持がさらに困難になってきた場合に、いわゆる集落的機能の具体例を挙げてどのようにすべきか訪ねたところ、自治体（市町村、県）が担うべきとの答えが約半数となった。

一方、「取組自体やめるべき」との意見は約 2.37%と極めて低く、何らかの形で地域の現在の集落機能を維持していくべきと考えていることがわかった。

地域の自治機能（いわゆる集落機能）の今後の在り方（4項目の合計）

| | 数値 | 割合(%) |
|------------------------|--------|--------|
| 大変でも住民組織（自治会・行政区）が担うべき | 3,977 | 36.78 |
| 自治体（市町村、県）が担うべき | 5,488 | 50.39 |
| 国が支援又は直接実施により担うべき | 923 | 8.54 |
| 取組自体やめるべき | 256 | 2.37 |
| わからない | 208 | 1.92 |
| 合 計 | 10,812 | 100.00 |

なお、類似した内容で平成 19 年 12 月に日本世論調査会が実施した全国有権者アンケート調査による結果では、集落自体の消滅が「仕方がない」との意見が 2 割となっており、単純に比較はできないものの、県職員の結果とは大きな開きが出た。

また、その担い手について県職員は「自治体」と考えているのに対し、有権者は「国の責任」と捉えていることが分かる。

山間部や過疎地では、65 歳以上の高齢者が住民の半数を超える集落が増えています。このうち全国でおおよそ 2600 の集落が、将来、人がいなくなって消滅すると言われていています。あなたはこのような集落についてどう思いますか。

（出典：福島民報 2008.1.1（日本世論調査会 2007.12.1,2））

| | 有権者世論調査 | 県職員（再掲） |
|------------------------------------|---------|---------|
| 国の責任で消滅しないようにすべき（県職員：国が担うべき） | 42.4 | 8.54 |
| 地方自治体の責任で消滅しないようにすべき（県職員：自治体が担うべき） | 25.0 | 50.39 |
| 住民の自助努力で消滅しないようにすべき（県職員：住民組織が担うべき） | 8.4 | 36.78 |
| 消滅していくのは仕方がないことだと思う（県職員：取組自体やめるべき） | 20.7 | 2.37 |
| 分からない・無回答 | 3.5 | 1.92 |
| 合 計 | 100.00 | 100.00 |

2 個別具体の自治の担い手

上記の設問について、個別具体で集計すると次のとおり。

行政情報（広報紙等）や地域の生活情報のお知らせ

| | 数値 | 割合(%) |
|--------------------------|-------|--------|
| 大変でも住民組織（自治会・行政区）が行うべき | 750 | 27.75 |
| 自治体（市町村、県）が行うべき（外部委託も含む） | 1,675 | 61.97 |
| 国が支援又は直接実施により行うべき | 113 | 4.18 |
| 取組自体やめるべき | 106 | 3.92 |
| わからない | 59 | 2.18 |
| 合 計 | 2,703 | 100.00 |

地域の慣習・文化（お祭りも含む）の継承

| | 数値 | 割合(%) |
|--------------------------|-------|--------|
| 大変でも住民組織（自治会・行政区）が行うべき | 2,107 | 77.95 |
| 自治体（市町村、県）が行うべき（外部委託も含む） | 390 | 14.43 |
| 国が支援又は直接実施により行うべき | 48 | 1.78 |
| 取組自体やめるべき | 108 | 4.00 |
| わからない | 50 | 1.85 |
| 合 計 | 2,703 | 100.00 |

地域の防災（消防・水防）活動

| | 数値 | 割合(%) |
|--------------------------|-------|--------|
| 大変でも住民組織（自治会・行政区）が行うべき | 682 | 25.23 |
| 自治体（市町村、県）が行うべき（外部委託も含む） | 1,750 | 64.74 |
| 国が支援又は直接実施により行うべき | 226 | 8.36 |
| 取組自体やめるべき | 12 | 0.44 |
| わからない | 33 | 1.22 |
| 合 計 | 2,703 | 100.00 |

土地、農地、山林、河川、沼地等の管理保全・環境整備活動

| | 数値 | 割合(%) |
|--------------------------|-------|--------|
| 大変でも住民組織（自治会・行政区）が行うべき | 438 | 16.20 |
| 自治体（市町村、県）が行うべき（外部委託も含む） | 1,633 | 60.41 |
| 国が支援又は直接実施により行うべき | 536 | 19.83 |
| 取組自体やめるべき | 30 | 1.11 |
| わからない | 66 | 2.44 |
| 合 計 | 2,703 | 100.00 |

「地域の慣習・文化の継承」は地域の住民が担うべきだとの意見が多かった以外は、ゆくゆく自治体が担うべきだとの意見が多い結果となった。

なお、土地、農地、山林、河川、沼地等の管理保全・環境整備活動については、約8割の職員が自治体又は国が担うべきとの意見となっているが、とりわけこの分野は自治体又は国の相当の予算投下が予想されることから、今後、地域の自治の維持という面だけでなく保全の観点等から深刻な問題となる恐れがあるのではないかと懸念されている。